

令和 5 年度

第 5 回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和 5 年 8 月 30 日（水） 9：30～
場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館
共用大会議室（2 階）

議 事 次 第

- 1 「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」及び「沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金」の廃止決定について
- 2 沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
- 3 その他

令和5年度第5回沖縄地方最低賃金審議会資料

- 1 沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業
最低賃金の改正決定の申出状況 1 P
- 2 沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業
最低賃金改定の推移 2 P
- 3 最低賃金法(抜粋) 3 P～4 P
- 4 沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写)
申出人 沖縄県労働組合総連合議長 穴井 輝明(2023年8月29日付け申出)
5 P
- 5 沖縄県最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)
6 P～7 P
- 6 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました
(令和5年8月18日 厚生労働省公表)
8 P～10 P

沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の改正決定の申出状況

最低賃金の種類	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
沖縄県畜産食料品 製造業最低賃金	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無
沖縄県清涼飲料、酒類 製造業最低賃金	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無

沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金改定の推移

単位：円

最低賃金の種類	改定年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
畜産食料品 製造業最低賃金	時間額	661	663	668	671	677	683	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	発効日	20.12.10	21.12.6	22.12.5	23.12.21	24.12.9	25.12.11	－	－	－	－	－	－	－	－	－
清涼飲料、酒類 製造業最低賃金	時間額	664	666	671	674	680	686	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	発効日	20.11.29	21.12.4	22.12.4	23.12.16	24.12.12	25.11.23	－	－	－	－	－	－	－	－	－
沖縄県最低賃金 (参考)	時間額	627	629	642	645	653	664	677	693	714	737	762	790	792	820	853
	発効日	20.10.31	21.10.18	22.11.5	23.11.6	24.10.25	25.10.26	26.10.24	27.10.9	28.10.1	29.10.1	30.10.3	1.10.3	2.10.3	3.10.8	4.10.6

※ 「畜産食料品」、「清涼飲料、酒類」については平成26年度より改定なし。現在は沖縄県最低賃金額が適用される。

最低賃金法(抜粋)

(地域別最低賃金の決定)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

(特定最低賃金の決定等)

第十五条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を

求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

3 第十条第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第二項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

5 第十条第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第十六条 前条第二項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第十七条 第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第十九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十五条第二項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、同条第二項及び第十七条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

2023 年 8 月 29 日

沖縄労働局長 西川 昌登殿

沖縄県労働組合
議長 穴井



沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書

8 月 14 日に発出された「沖縄労働局 一般公示 第 5-118 号」に基づいて異議を申し立てます。

専門部会で真剣な議論があったことは、この間専門部会の傍聴を通し認識しており、過去最高の引き上げ額という点についても否定するものではありません。

しかし、沖縄県内労働者の置かれた状況を考えたときに、43 円の引き上げ額では、生活防衛にならないことは明かです。物価上昇は続いており、食品の値上げは今後も続くと報道されており、今回の引き上げ額では生活改善に程遠く、到底納得出来るものではありません。

資料で使っている生活保護との比較ですが、物価が著しく上昇する前の令和 3 年の資料となっており、今年の状況とは全く異なります。現在問題となっているのは、普通に働いて、普通の生活ができる賃金なのかという事です。日本国内で最低水準にある沖縄の最低賃金で、普通に暮らせるのか、文化的で最低限度の生活が保障されているのかとの観点が必要です。残念ながら今回の決定は、企業の支払い能力に重きを置き、労働者の生計費を改善するという観点が弱いといわざるを得ません。年々増えている非正規雇用労働者は、特に低賃金に置かれたままです。全国的にみても低賃金の沖縄、他県と海を隔てていることから人や物の移動だけでも費用に係る地理的に不利な状況も鑑みれば、沖縄こそ時給 1,500 円以上必要です。このままでは、いつまでたっても格差と貧困は続き、都市部との地域間格差は沖縄県の雪崩的な人口減少の引き金になる可能性があります。

以上のことから、今回の沖縄県最低賃金の改正決定に関して、低すぎることから異議を申し出ます。



以上



沖労発基 0830 第 1 号
令和 5 年 8 月 30 日

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島 袋 秀 勝 殿

沖縄労働局長
西 川 昌 登

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、2023 年 8 月 29 日付けをもって沖縄県労働組合総連合議長
穴井輝明から、別添のとおり最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 11 条第 2
項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

2023 年 8 月 29 日

沖縄労働局長 西川 昌登殿

沖縄県労働組合
議長 穴井

沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書

8 月 14 日に発出された「沖縄労働局 一般公示 第 5-118 号」に基づいて異議を申し立てます。

専門部会で真剣な議論があったことは、この間専門部会の傍聴を通し認識しており、過去最高の引き上げ額という点についても否定するものではありません。

しかし、沖縄県内労働者の置かれた状況を考えたときに、43 円の引き上げ額では、生活防衛にならないことは明かです。物価上昇は続いており、食品の値上げは今後も続くと報道されており、今回の引き上げ額では生活改善に程遠く、到底納得出来るものではありません。

資料で使っている生活保護との比較ですが、物価が著しく上昇する前の令和 3 年の資料となっており、今年の状況とは全く異なります。現在問題となっているのは、普通に働いて、普通の生活ができる賃金なのかという事です。日本国内で最低水準にある沖縄の最低賃金で、普通に暮らせるのか、文化的で最低限度の生活が保障されているのかとの観点が必要です。残念ながら今回の決定は、企業の支払い能力に重きを置き、労働者の生計費を改善するという観点が弱いといわざるを得ません。年々増えている非正規雇用労働者は、特に低賃金に置かれたままです。全国的にみても低賃金の沖縄、他県と海を隔てていることから人や物の移動だけでも費用に係る地理的に不利な状況も鑑みれば、沖縄こそ時給 1,500 円以上必要です。このままでは、いつまでたっても格差と貧困は続き、都市部との地域間格差は沖縄県の雪崩的な人口減少の引き金になる可能性があります。

以上のことから、今回の沖縄県最低賃金の改正決定に関して、低すぎることから異議を申し出ます。



以上

報道関係者 各位

令和 5 年 8 月 18 日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました**～答申での全国加重平均額は昨年度から 43 円引上げの 1,004 円～**

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 5 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7 月 28 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和 5 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 47 都道府県で、39 円～47 円の引上げ（引上げ額が 47 円は 2 県、46 円は 2 県、45 円は 4 県、44 円は 5 県、43 円は 2 県、42 円は 4 県、41 円は 10 都府県、40 円は 17 道府県、39 円は 1 県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,004 円（昨年度 961 円）※
※昨年度との差額 43 円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1 円）が含まれている（別紙の※3 参照）
- ・ 全国加重平均額 43 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・ 最高額（1,113 円）に対する最低額（893 円）の比率は、80.2%（昨年度は 79.6%。なお、この比率は 9 年連続の改善）

(別紙) 令和 5 年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

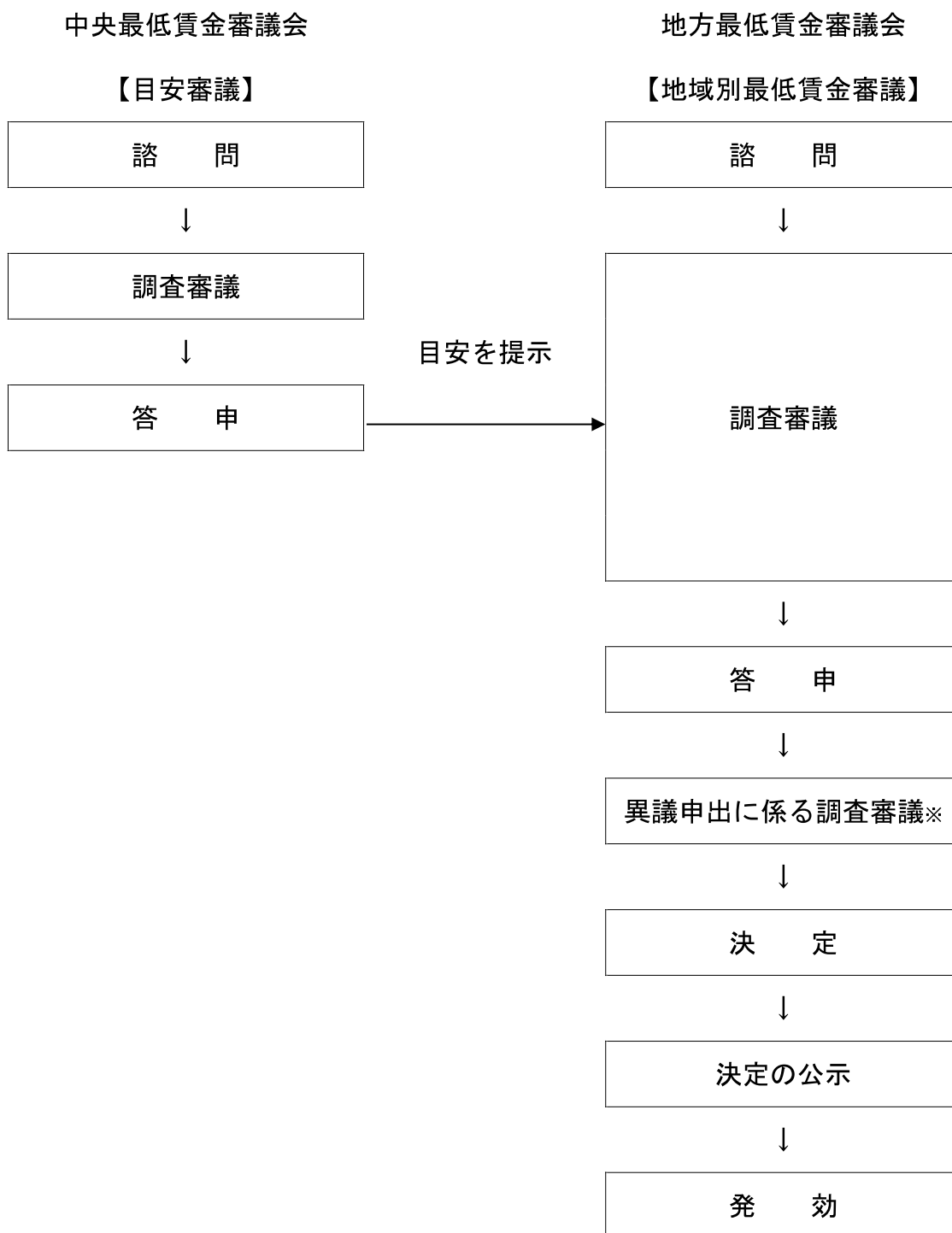
都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年 10月1日
青 森	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月7日
岩 手	C	39	893 (854)	39		2023年 10月4日
宮 城	B	40	923 (883)	40		2023年 10月1日
秋 田	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月1日
山 形	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月14日
福 島	B	40	900 (858)	42	+2	2023年 10月1日
茨 城	B	40	953 (911)	42	+2	2023年 10月1日
栃 木	B	40	954 (913)	41	+1	2023年 10月1日
群 馬	B	40	935 (895)	40		2023年 10月5日
埼 玉	A	41	1028 (987)	41		2023年 10月1日
千 葉	A	41	1026 (984)	42	+1	2023年 10月1日
東 京	A	41	1113 (1072)	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年 10月1日
新 潟	B	40	931 (890)	41	+1	2023年 10月1日
富 山	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
石 川	B	40	933 (891)	42	+2	2023年 10月4日
福 井	B	40	931 (888)	43	+3	2023年 10月1日
山 梨	B	40	938 (898)	40		2023年 10月1日
長 野	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
岐 阜	B	40	950 (910)	40		2023年 10月1日
静 岡	B	40	984 (944)	40		2023年 10月1日
愛 知	A	41	1027 (986)	41		2023年 10月1日
三 重	B	40	973 (933)	40		2023年 10月1日
滋 賀	B	40	967 (927)	40		2023年 10月1日
京 都	B	40	1008 (968)	40		2023年 10月6日
大 阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年 10月1日
兵 庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年 10月1日
奈 良	B	40	936 (896)	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年 10月1日
鳥 取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月5日
島 根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年 10月6日
岡 山	B	40	932 (892)	40		2023年 10月1日
広 島	B	40	970 (930)	40		2023年 10月1日
山 口	B	40	928 (888)	40		2023年 10月1日
徳 島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年 10月1日
香 川	B	40	918 (878)	40		2023年 10月1日
愛 媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年 10月6日
高 知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月8日
福 岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年 10月6日
佐 賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年 10月14日
長 崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月13日
熊 本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月8日
大 分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年 10月6日
宮 崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
沖 縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧：事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

(案)

沖 地 最 審 第 8 号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西 川 昌 登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島 袋 秀 勝

沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付け沖労発基 0731 第5号をもって貴職から諮問のあった沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

(案)

(別紙)

次の沖縄県畜産食料品製造業最低賃金を廃止決定の官報公示の前日限り廃止すること。

1 適用する地域
沖縄県の区域

2 適用する使用者
前号の地域内で畜産食料品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が畜産食料品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 683円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(案)

沖 地 最 審 第 9 号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西 川 昌 登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島 袋 秀 勝

沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付け沖労発基 0731 第4号をもって貴職から諮問のあった沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

(案)

(別紙)

次の沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金を廃止決定の官報公示の前日限り廃止すること。

1 適用する地域
沖縄県の区域

2 適用する使用者
前号の地域内で清涼飲料製造業、酒類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が清涼飲料製造業又は酒類製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 686円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



沖地最審第8号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西川 昌 登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島 袋 秀 勝

沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付け沖労発基 0731 第5号をもって貴職から
諮問のあった沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について、慎重に審
議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

(別紙)

次の沖縄県畜産食料品製造業最低賃金を廃止決定の官報公示の前日限り廃止すること。

1 適用する地域
沖縄県の区域

2 適用する使用者
前号の地域内で畜産食料品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が畜産食料品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 683円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



沖地最審第9号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西川 昌 登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島 袋 秀 勝

沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付け沖労発基 0731 第5号をもって貴職から
諮問のあった沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について、慎重に
審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

(別紙)

次の沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金を廃止決定の官報公示の前日限り廃止すること。

1 適用する地域
沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で清涼飲料製造業、酒類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が清涼飲料製造業又は酒類製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 686円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(案)

沖 地 最 審 第 7 号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西 川 昌 登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島 袋 秀 勝

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月30日貴職から、8月29日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月14日付け答申どおり決定することが適当である。



沖 地 最 審 第 7 号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西 川 昌 登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島 袋 秀 勝

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月30日貴職から、8月29日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月14日付け答申どおり決定することが適当である。